SB Power

ソフトバンクでんき for Biz 料金表

[低 圧]

ソフトバンクでんき（Powered by SB パワー）

令和６年４月１日実施

ＳＢ パ ワ ー 株 式 会 社

SB Power

SB Power

ソフトバンクでんき for Biz 料金表[低圧]

目　　次

1　対象となるお客さま……1
2　料金表等の変更……1
3　電気料金単価に係る消費税等相当額……1
4　北海道電力エリアの場合の電気料金……1
(1)　従 量 電 灯　B……1
(2)　従 量 電 灯　C……2
(3)　低　圧　電　力……2
5　東北電力エリアの場合の電気料金……3
(1)　従 量 電 灯　B……3
(2)　従 量 電 灯　C……3
(3)　低　圧　電　力……4
6　東京電力エリアの場合の電気料金……4
(1)　従 量 電 灯　B……4
(2)　従 量 電 灯　C……5
(3)　低　圧　電　力……5
7　中部電力エリアの場合の電気料金……5
(1)　従 量 電 灯　B……5
(2)　従 量 電 灯　C……6
(3)　低　圧　電　力……6
8　関西電力エリアの場合の電気料金……7
(1)　従 量 電 灯　A……7
(2)　従 量 電 灯　B……7
(3)　低　圧　電　力……7
9　中国電力エリアの場合の電気料金……8
(1)　従 量 電 灯　A……8
(2)　従 量 電 灯　B……8
(3)　低　圧　電　力……8
10　四国電力エリアの場合の電気料金……9
(1)　従 量 電 灯　A……9
(2)　従 量 電 灯　B……9
(3)　低　圧　電　力……9
11　九州電力エリアの場合の電気料金……10

(1)　従 量 電 灯　B.....10
(2)　従 量 電 灯　C.....11
(3)　低　圧　電　力.....11
12　沖縄電力エリアの場合の電気料金.....11
(1)　従　量　電　灯.....11
(2)　低　圧　電　力.....12
13　Biz 個別割引額.....12
14　契約解除料.....13
15　燃料費調整.....14
16　その他.....15
附　則.....16

ソフトバンクでんき for Biz 料金表

1　対象となるお客さま

このソフトバンクでんき for Biz 料金表[低圧]（以下「この Biz 料金表」といいます。）は、ソフトバンクでんき for Biz サービス約款[低圧]（以下、「Biz 約款」といいます。）が適用されるお客さまに適用いたします。

2　料金表等の変更

(1)　当社は、この Biz 料金表を変更する場合には、Biz 約款第 3 条（供給条件の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、Biz 約款に定めるところによるものといたします。

(2)　消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この Biz 料金表または Biz 約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の Biz 料金表または Biz 約款によります。

3　電気料金単価に係る消費税等相当額

この Biz 料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、() 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4　北海道電力エリアの場合の電気料金

(1)　従 量 電 灯　B

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	366円00銭　(402円60銭)
契約電流 15 アンペア	549円00銭　(603円90銭)
契約電流 20 アンペア	732円00銭　(805円20銭)
契約電流 30 アンペア	1,098円00銭　(1,207円80銭)
契約電流 40 アンペア	1,464円00銭　(1,610円40銭)
契約電流 50 アンペア	1,830円00銭　(2,013円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,196円00銭　(2,415円60銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円14銭　(35円35銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37円86銭　(41円64銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41円24銭　(45円36銭)

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	379 円 27 銭　(417 円 19 銭)

(2)　従量電灯 C

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	366 円 00 銭　(402 円 60 銭)

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円14銭　(35円35銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37円86銭　(41円64銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41円24銭　(45円36銭)

(3)　低圧電力

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,252 円 60 銭　(1,377 円 86 銭)

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	26円10銭　(28円71銭)	26円10銭　(28円71銭)

5　東北電力エリアの場合の電気料金

(1)　従 量 電 灯　B

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	336円00銭　(369円60銭)
契約電流 15 アンペア	504円00銭　(554円40銭)
契約電流 20 アンペア	672円00銭　(739円20銭)
契約電流 30 アンペア	1,008円00銭　(1,108円80銭)
契約電流 40 アンペア	1,344円00銭　(1,478円40銭)
契約電流 50 アンペア	1,680円00銭　(1,848円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,016円00銭　(2,217円60銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円93銭　(29円62銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円07銭　(36円37銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円66銭　(40円32銭)

ハ　最 低 月 額 料 金

イ、ロ、Biz 約款別表 2（燃料費調整）および Biz 約款別表 5（電力市場連動調整）によって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。）と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	326 円 32 銭　(358 円 95 銭)

(2)　従 量 電 灯　C

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 00 銭　(369 円 60 銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円93銭　(29円62銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円07銭　(36円37銭)

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円66銭　(40円32銭)

(3)　低　圧　電　力

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,182 円 63 銭　(1,300 円 89 銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	24円63銭　(27円09銭)	23円31銭　(25円64銭)

6　東京電力エリアの場合の電気料金

(1)　従 量 電 灯　B

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	283円41銭　(311円75銭)
契約電流 15 アンペア	425円12銭　(467円63銭)
契約電流 20 アンペア	566円82銭　(623円50銭)
契約電流 30 アンペア	850円23銭　(935円25銭)
契約電流 40 アンペア	1,133円64銭　(1,247円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,417円05銭　(1,558円75銭)
契約電流 60 アンペア	1,700円46銭　(1,870円50銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円10銭　(29円80銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円10銭　(36円40銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円81銭　(40円49銭)

ハ　最低月額料金

イ、ロ、Biz 約款別表 2（燃料費調整）および Biz 約款別表 5（電力市場連動調整）

によって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。）と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	298円26銭　(328円08銭)

(2)　従量電灯　C

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	283円41銭　(311円75銭)

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円10銭　(29円80銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円10銭　(36円40銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円81銭　(40円49銭)

(3)　低圧電力

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,050円77銭　(1,155円84銭)

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	24円68銭　(27円14銭)	23円25銭　(25円57銭)

7　中部電力エリアの場合の電気料金

(1)　従量電灯　B

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	291円95銭　(321円14銭)
契約電流 15 アンペア	437円92銭　(481円71銭)
契約電流 20 アンペア	583円90銭　(642円28銭)
契約電流 30 アンペア	875円84銭　(963円42銭)
契約電流 40 アンペア	1,167円79銭　(1,284円56銭)
契約電流 50 アンペア	1,459円73銭　(1,605円70銭)
契約電流 60 アンペア	1,751円68銭　(1,926円84銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円28銭　(21円20銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円34銭　(25円67銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円02銭　(28円62銭)

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	251 円 90 銭　(277 円 09 銭)

(2)　従 量 電 灯　C

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	291 円 95 銭　(321 円 14 銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円28銭　(21円20銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円34銭　(25円67銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円02銭　(28円62銭)

(3)　低　圧　電　力

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とい

たします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,094円69銭　(1,204円15銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	15円31銭　(16円84銭)	13円90銭　(15円29銭)

8　関西電力エリアの場合の電気料金

(1)　従 量 電 灯　A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	475円08銭　(522円58銭)
電 力 量 料 金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円38銭　(20円21銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円29銭　(25円61銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円00銭　(28円59銭)

(2)　従 量 電 灯　B

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	406円56銭　(447円21銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円20銭　(17円81銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19円11銭　(21円02銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円39銭　(23円52銭)

(3)　低　圧　電　力

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,029 円 74 銭　(1,132 円 71 銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
使用電力量１キロワット時につき	13円05銭　(14円35銭)	11円70銭　(12円86銭)

9　中国電力エリアの場合の電気料金

(1)　従 量 電 灯　A

電気料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	１契約につき最初の 15 キロワット時まで	690円62銭　(759円68銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの１キロワット時につき	29円78銭　(32円75銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	35円85銭　(39円43銭)
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	37円78銭　(41円55銭)

(2)　従 量 電 灯　B

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	407 円 25 銭 (447 円 97 銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	27円33銭　(30円06銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	32円87銭　(36円15銭)
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	34円57銭　(38円02銭)

(3)　低　圧　電　力

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,058円11銭　(1,163円92銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
使用電力量１キロワット時につき	24円37銭　(26円80銭)	23円20銭　(25円51銭)

10　四国電力エリアの場合の電気料金

(1)　従 量 電 灯　A

電気料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	１契約につき最初の 11 キロワット時まで	606円27銭　(666円89銭)
電 力 量 料 金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの１キロワット時につき	27円87銭　(30円65銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	33円89銭　(37円27銭)
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	37円08銭　(40円78銭)

(2)　従 量 電 灯　B

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	361円00銭　(397円10銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	24円78銭　(27円25銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	29円80銭　(32円78銭)
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	32円46銭　(35円70銭)

(3)　低　圧　電　力

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,076円10銭　(1,183円71銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
使用電力量１キロワット時につき	23円61銭　(25円97銭)	22円30銭　(24円53銭)

11　九州電力エリアの場合の電気料金

(1)　従 量 電 灯　B

イ　基　本　料　金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	287円50銭　(316円24銭)
契約電流 15 アンペア	431円24銭　(474円36銭)
契約電流 20 アンペア	574円99銭　(632円48銭)
契約電流 30 アンペア	862円48銭　(948円72銭)
契約電流 40 アンペア	1,149円97銭　(1,264円96銭)
契約電流 50 アンペア	1,437円46銭　(1,581円20銭)
契約電流 60 アンペア	1,724円95銭　(1,897円44銭)

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	16円70銭　(18円37銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	21円80銭　(23円97銭)
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	24円52銭　(26円97銭)

ハ　最低月額料金

イ、ロ、Biz 約款別表２（燃料費調整）および Biz 約款別表５（電力市場連動調整）によって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。）と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	304 円 86 銭　(335 円 34 銭)

(2) 従 量 電 灯 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	287 円 50 銭 (316 円 24 銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円70銭 (18円37銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円80銭 (23円97銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円52銭 (26円97銭)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	930 円 21 銭 (1,023 円 23 銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	15円82銭 (17円40銭)	14円29銭 (15円71銭)

12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 ロワット時まで	584 円 60 銭 (643 円 05 銭)
電力量料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円55銭 (40円20銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41円59銭 (45円74銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43円39銭 (47円72銭)

(2) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,267円14銭 (1,393円85銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金それぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	29円26銭 (32円18銭)	28円00銭 (30円79銭)

13 Biz個別割引額

(1) 当社は、従量電灯、従量電灯A、従量電灯B及び従量電灯Cの料金単価につき、このBiz料金表に定める料金単価、に対して個別の割引料金（以下「Biz個別割引額」といいます。）を適用します。ただし、(4)（Biz個別割引額の適用廃止またはBiz個別割引率の変更等)のイからホのいずれかに該当する場合は、Biz個別割引額を適用いたしません。

Biz個別割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

Biz個別割引額＝(2)に定める割引対象額×(3)に定めるBiz個別割引率

(2) 割 引 対 象 額

割引対象額は、契約種別に応じ、次のいずれかよって算定された金額といたします。

なお、割引対象額には、Biz約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびBiz約款別表2(燃料費調整)のニによって算定された燃料費調整額を含まないものといたします。

イ 割引対象額＝このBiz料金表の〔北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア〕の従量電灯Bの電気料金に定める三段階目の電力量料金

ロ 割引対象額＝このBiz料金表の〔北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア〕の従量電灯Cの電気料金に定める三段階目の電力量料金

ハ 割引対象額＝このBiz料金表の〔関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国

	電力エリア〕の従量電灯Aの電気料金に定める三段階目の電力量料金

ニ　割引対象額＝このBiz料金表の〔関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリア〕の従量電灯Bの電気料金に定める三段階目の電力量料金

ホ　割引対象額＝このBiz料金表の〔沖縄電力エリア〕の従量電灯の電気料金に定める三段階目の電力量料金

(3)　Biz個別割引率

Biz個別割引額の割引率（以下「Biz個別割引率」といいます。）は、需給契約ごとに当社またはSBが個別に決定します。Biz個別割引率は、パーセンテージで小数点以下第2位までの値といたします。

(4)　Biz個別割引額の適用廃止またはBiz個別割引率の変更等

当社は、次のいずれかに該当する場合、Biz個別割引額の適用を廃止し、またはBiz個別割引率を変更するがあります。これらの事由に該当するか否かの判定は、毎月20日時点での需給契約の内容に基づき行なうものとし、その翌月以降の当社が指定した月よりBiz個別割引額の適用を廃止し、またはBiz個別割引率を変更するものと

します。

イ　需給契約の申込み後に需給契約の申込みを取り消した場合

ロ　需給契約の成立後に需給契約が消滅した場合

ハ　Biz約款の対象となる需給契約の数、契約電流、契約容量または契約電力が変更になった場合

ニ　Biz約款の改定による電気料金単価の変更、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率の変更、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の託送供給に関する供給条件等の改定、関連する法令等の改正があった場合

ホ　その他当社が必要と判断した場合

14　契約解除料

Biz約款第45条（契約解除料の申受け）に該当する場合の契約解除料は、従量電灯、従量電灯A、従量電灯B及び従量電灯Cは次の金額といたします。

1需給契約につき	8,910円　（9,800円）

低圧電力の契約解除料は次の金額といたします。

1需給契約につき	4,546円　（5,000円）

15　燃料費調整

Biz 約款別表 2（燃料費調整）におけるα、βおよびγの値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付　表〕

供　給　区　域	α、β およびγの値	基　準　単　価 〔1キロワット時につき〕 （最低料金が適用される場合）	基準燃料価格
北海道電力エリア	α＝0.1874	17銭3厘	80,800円
	β＝0.0899		
	γ＝1.0036		
北海道電力エリア （離島）＊	α＝1.0000	0銭1厘	79,300円
	β＝0.0000		
	γ＝0.0000		
東北電力エリア	α＝0.0259	19銭7厘	83,500円
	β＝0.2563		
	γ＝0.8915		
東北電力エリア （離島）＊	α＝1.0000	0銭1厘	79,300円
	β＝0.0000		
	γ＝0.0000		
東京電力エリア	α＝0.0048	18銭3厘	86,100円
	β＝0.3827		
	γ＝0.6584		
中部電力エリア	α＝0.0275	23銭3厘	45,900円
	β＝0.4792		
	γ＝0.4275		
関西電力エリア	α＝0.0140	16銭5厘 （2円47銭5厘）	27,100円
	β＝0.3483		
	γ＝0.7227		
中国電力エリア	α＝0.0406	21銭2厘 （3円18銭5厘）	80,300円
	β＝0.0992		
	γ＝1.1994		
中国電力エリア （離島）＊	α＝1.0000	0銭1厘 （1銭7厘）	79,300円
	β＝0.0000		

	γ＝0.0000		
四国電力エリア	α＝0.0875 β＝0.0770 γ＝1.1770	15 銭 4 厘 (1 円 69 銭 4 厘)	80,000 円
九州電力エリア	α＝0.0053 β＝0.1861 γ＝1.0757	13 銭 6 厘	27,400 円
九州電力エリア (離島)＊	α＝1.0000 β＝0.0000 γ＝0.0000	0 銭 3 厘	79,300 円
沖縄電力エリア	α＝0.0065 β＝0.1632 γ＝1.1152	27 銭 3 厘 (2 円 72 銭 8 厘)	81,500 円
沖縄電力エリア （離島）＊	α＝1.0000 β＝0.0000 γ＝0.0000	2 銭 6 厘 (26 銭 4 厘)	79,300 円

＊九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

16　その他

このBiz料金表において定義のない言葉の意味およびこのBiz料金表に定めのないその他の事項については、Biz約款に定めるところによるものといたします。

附　　則

１　　実施期日

このBiz料金表は、令和６年４月１日から実施いたします。

令和６年４月１日

東京都港区海岸一丁目７番１号
ＳＢ　パ　ワ　ー　株　式　会　社
代表取締役社長　　中野　　明彦
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕